

# 説明資料

令和4年10月17日  
鈴木金融担当大臣

# NISAの抜本的拡充(金融庁税制改正要望)

## 【要望のポイント】

簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度に

- 制度の**恒久化**
- 非課税保有期間の**無期限化**
- 年間投資枠を拡大し、**弾力的な積立**を可能に
- **非課税限度額の拡大**(簿価残高に限度額を設定)
- 安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資による**つみたてNISAを基本**としつつ、**一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠(仮称)※」**を導入

※ 非課税限度額の内枠として、①既に積み上げた資産(預貯金)によるキャッチアップ投資や、②企業の成長を応援するため、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等への投資を可能とする

- **つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大**

※ ジュニアNISAは、予定通り2023年末で新規買付終了

## 【現行NISA制度の概要】

	つみたてNISA	一般NISA※1	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※2
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	20歳※3以上	20歳※3以上	20歳※3未満

※1 令和2(2020)年度税制改正において、2階建ての「新しい一般NISA」に改正済(2024年1月施行予定)⇒今回刷新を要望

※2 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

※3 2023年以降は18歳

## 【要望案のイメージ】

つみたてNISA

- ・ 年間投資枠(40万円)を**拡大**
- ・ 非課税限度額(800万円)を**拡大**

〔対象商品は、長期の積立・分散投資に適した株式投信〕

### 成長投資枠(仮称)

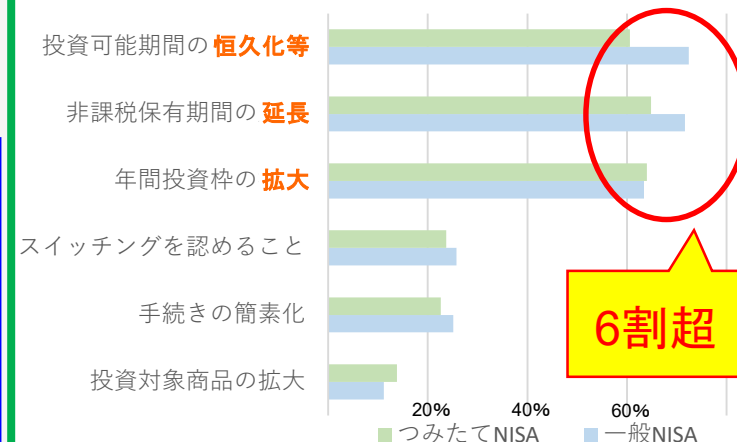
- ・ 年間投資枠を**別途設定**
- ・ 非課税限度額を**内数として設定**

〔※対象商品は、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等〕



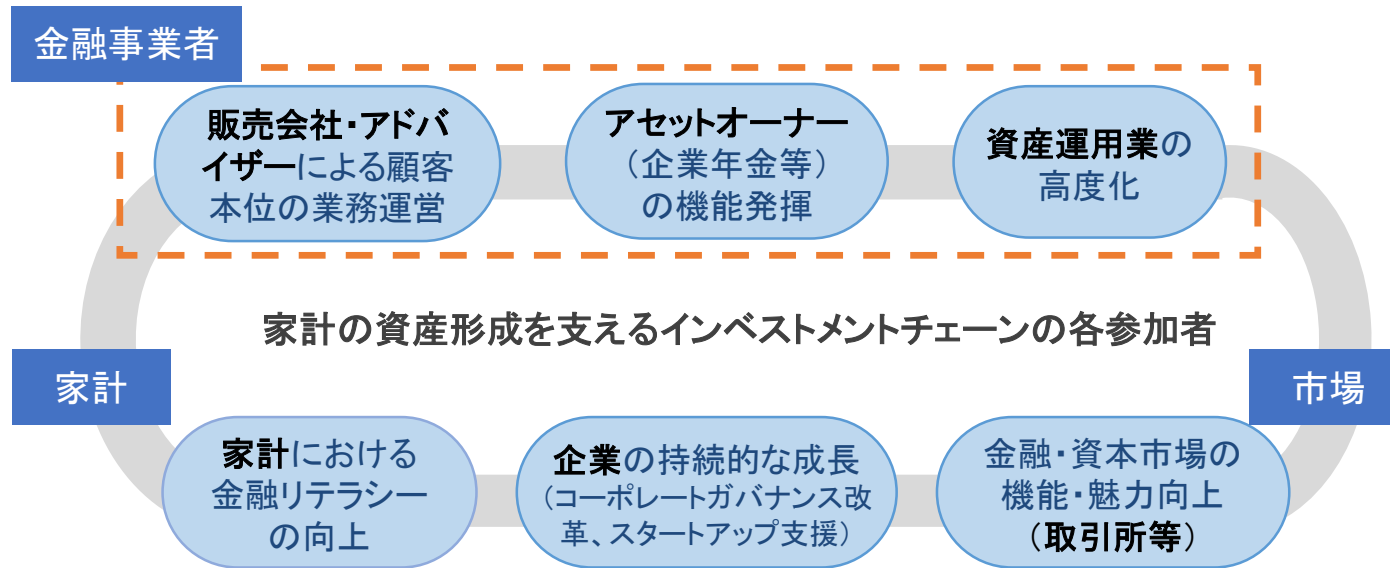
## 【参考:一般投資家がNISAに求めること】

(つみたてNISA:n=53,244、一般NISA:n=42,786)



# 家計の資産形成を支える各参加者の機能の底上げ①

- 家計の安定的な資産形成を図るためには、成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現することが重要。
- そのためには、家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーン(投資の連鎖)(※)の各参加者が期待される機能を十二分に発揮することが必要。(※)顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ



## 【課題 I : 金融事業者】「顧客本位の業務運営」について、水準の統一と底上げ

販売会社: リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売(例: 仕組債、ファンドラップ、外貨建一時払い保険)

アドバイザー: 消費者に対して中立的で信頼できる助言サービスの提供を促進するための仕組みづくり

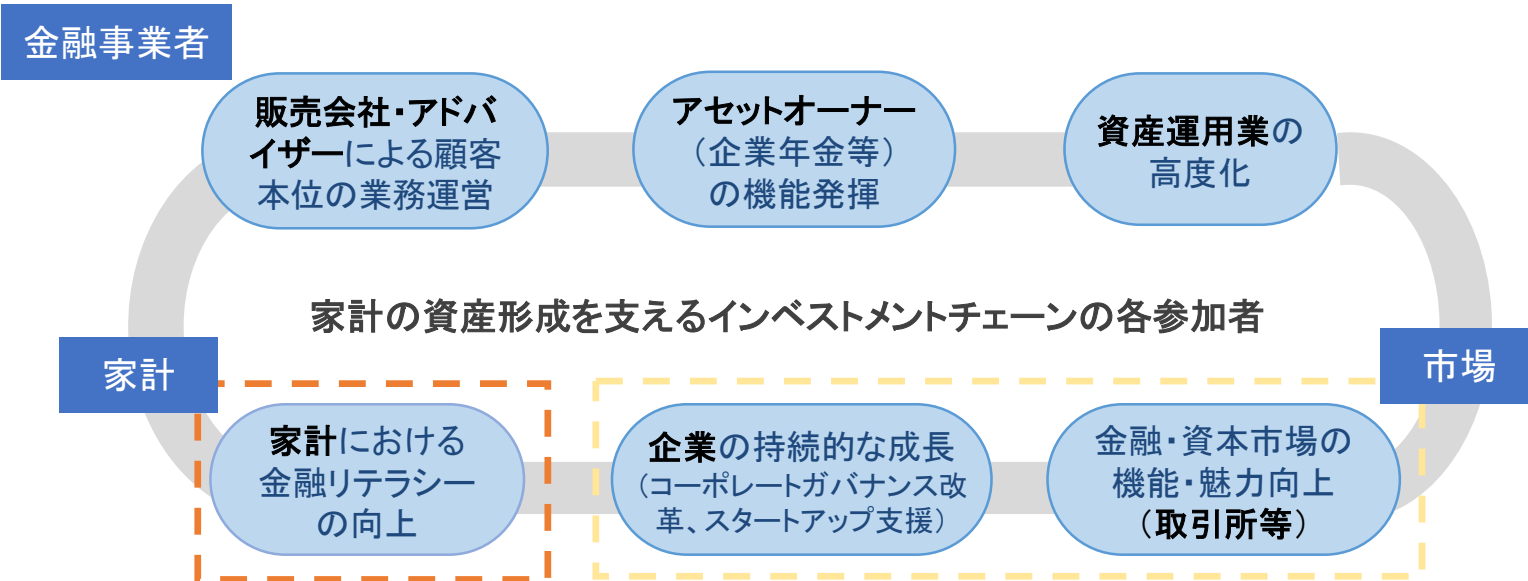
アセットオーナー: 運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス

資産運用業: 顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理 等

## 【対応】

顧客や受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための制度のあり方について検討

# 家計の資産形成を支える各参加者の機能の底上げ②



## 【課題Ⅱ：家計】

資産形成に関連する金融経済教育を受ける機会の不足

学校や職場において資産形成に関連する金融経済教育を受ける機会は限定的。担い手についても事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感。

## 【対応】

国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討

## 【課題Ⅲ：市場】

企業の持続的な成長を実現し成長の果実を拡大し、世界に開かれた国際金融センターとしての機能を向上させていくため、サステナブルファイナンスの推進や取引所・PTS(私設取引システム)の機能強化等に取り組むとともに、コーポレートガバナンス改革(非財務情報の開示等)やスタートアップの支援(IPOプロセスの見直し等)を進める。